

京都市告示第 12 号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成19年4月2日

京都市下京区長 神谷俊昭

(下京区役所区民部固定資産税課)